

○自動車安全運転センターに対する交通事故証明資料提供要領の制定について
(平成31年2月12日岩交通第11号・岩警務第7号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

みだしの要領を別添のとおり制定し、平成31年3月1日から施行するので誤りのないよう
にされたい。

なお、自動車安全運転センターに対する交通事故証明資料の提供要領の制定について(平
成13年12月21日付け岩交通第78号、岩刑事第150号)は、廃止する。

別添

自動車安全運転センターに対する交通事故証明資料提供要領

第1 目的

この要領は、交通事故証明に関する資料(以下「証明資料」という。)を自動車安全
運転センター(以下「安全センター」をいう。)に提供することに関し、必要な事項を
定めることを目的とする。

第2 職員の義務

1 個人情報の保護等

職員は、「岩手県警察情報管理システム運用管理要綱の制定について」(平成23年
5月24日付け岩情第178号)及び「岩手県警察交通情報統合システム運用要綱の制定
についての一部改正について」(平成31年2月12日付け岩交通第10号、岩警務第6号)
を遵守し、個人情報の保護を徹底するとともに、その取扱いには十分留意すること。

2 目的外利用の禁止

本業務を通じて知り得たことをみだりに他人に知らせ、若しくは交通事故証明事務
以外に使用し、又は、出力してはならない。

第3 用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

1 人身事故

人身事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定す
る道路上において、車両及び列車の交通によって起こされた人の死亡、又は負傷を伴
う事故とする。

2 物件事故

物件事故とは、車両及び列車の交通によって起こされた人の死亡、又は負傷を伴わ
ない事故とする。

3 道路外事故

道路外事故とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路上以外の場所にお
いて、車両の交通によって起こされた人の死亡、又は負傷を伴う事故とする。

第4 証明資料の提供対象

安全センターに提供する交通事故証明資料の対象は、人身事故、物件事故及び道路外
事故とする。

第5 証明資料の提供方法

交通企画課当該業務担当者が、岩手県警察交通情報統合システムから出力した資料を
暗号化し、早池峰ネット電子メールで盛岡運転免許センターに送信、運転免許課当該業

務担当者を通じて電磁的記録媒体により提供するものとする。

第6 実施期日

この要領は、平成31年3月1日から実施する。